

# 横瀬町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

横 瀬 町



# 目次

<b>1. はじめに</b>	<b>1</b>
1.1. 計画策定の背景と目的	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
1.2. 対象範囲	2
1.3. 計画の位置づけ	4
1.4. 計画期間	4
<b>2. 公共施設等の現況及び将来の見通し</b>	<b>5</b>
2.1. 人口の現状と見通し	5
2.2. 財政の状況と見通し	6
(1) 歳入（普通会計）	6
(2) 歳出（普通会計）	7
2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	8
(1) 公共施設の状況	8
(2) インフラ資産の状況	11
(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	13
2.4. 現状や課題に関する基本認識	15
<b>3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>	<b>16</b>
3.1. 公共施設等マネジメントの基本原則	16
3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	17
(1) 点検・診断の実施方針	17
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	17
(3) 安全確保の実施方針	18
(4) 耐震化の実施方針	18
(5) 長寿命化の実施方針	18
(6) 統合や廃止の推進方針	19
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	20
<b>4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b>	<b>21</b>
4.1. 公共施設	21
(1) 住民文化系施設	21
(2) 社会教育系施設	21
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	21
(4) 産業系施設	22
(5) 学校教育系施設	22

(6) 子育て支援施設	22
(7) 保健・福祉施設	23
(8) 行政系施設	23
(9) 公営住宅	23
(10) 公園	24
(11) その他	24
4.2. インフラ資産	25
(1) 道路	25
(2) 橋りょう	25
(3) 下水道	26
<b>5. 推進体制</b>	<b>27</b>
5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	27
(1) 全庁的な取組体制	27
(2) 情報の一元管理	27
5.2. フォローアップの実施方針	28
(1) PDCAサイクルによる計画の推進	28
(2) 議会・住民との情報共有	28
<b>資料編</b>	<b>29</b>
資-1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件	30
(1) 公共施設	30
(2) インフラ資産	31

# 1.はじめに

## 1.1.計画策定の背景と目的

---

### (1) 計画策定の背景

我が国では、昭和30年代後半から昭和50年代にかけて公共施設が集中的に整備され、その公共施設の建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（公共施設およびインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題であるとともに、人口減少、高齢化の進行等といった社会構造の変化によって公共施設等の利用需要も変化しつつあります。

こうした中、総務省は、平成26年4月に全国の地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請しました。

本町においても、学校などの公共施設、道路や橋りょうなどのインフラ資産の多くが昭和50年代から平成の初めにかけて整備・建設されたもので、老朽化が進行しており、改修や更新が必要な時期を迎えようとしています。

しかし、改修や更新には多額の費用を必要とすることから、厳しい財政状況の中、将来的に全ての公共施設等をこのまま維持していくことは困難であると予測されます。

### (2) 計画策定の目的

本計画は、本町が保有する公共施設等の全体を把握するとともに、これらを取り巻く現状や課題を整理し、将来のまちの姿を見据えた、総合的かつ計画的な維持管理の推進を目的に策定するものです。

## 1. 2. 対象範囲

本計画の対象は町有財産のうち、公共施設（公共建築物を有する施設）及び、インフラ資産とします。

公共施設については、住民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などの11分類、インフラ資産については、道路、橋りょう、下水道の3分類を対象として、現状等の把握や適正な施設管理の基本的方針を検討します。

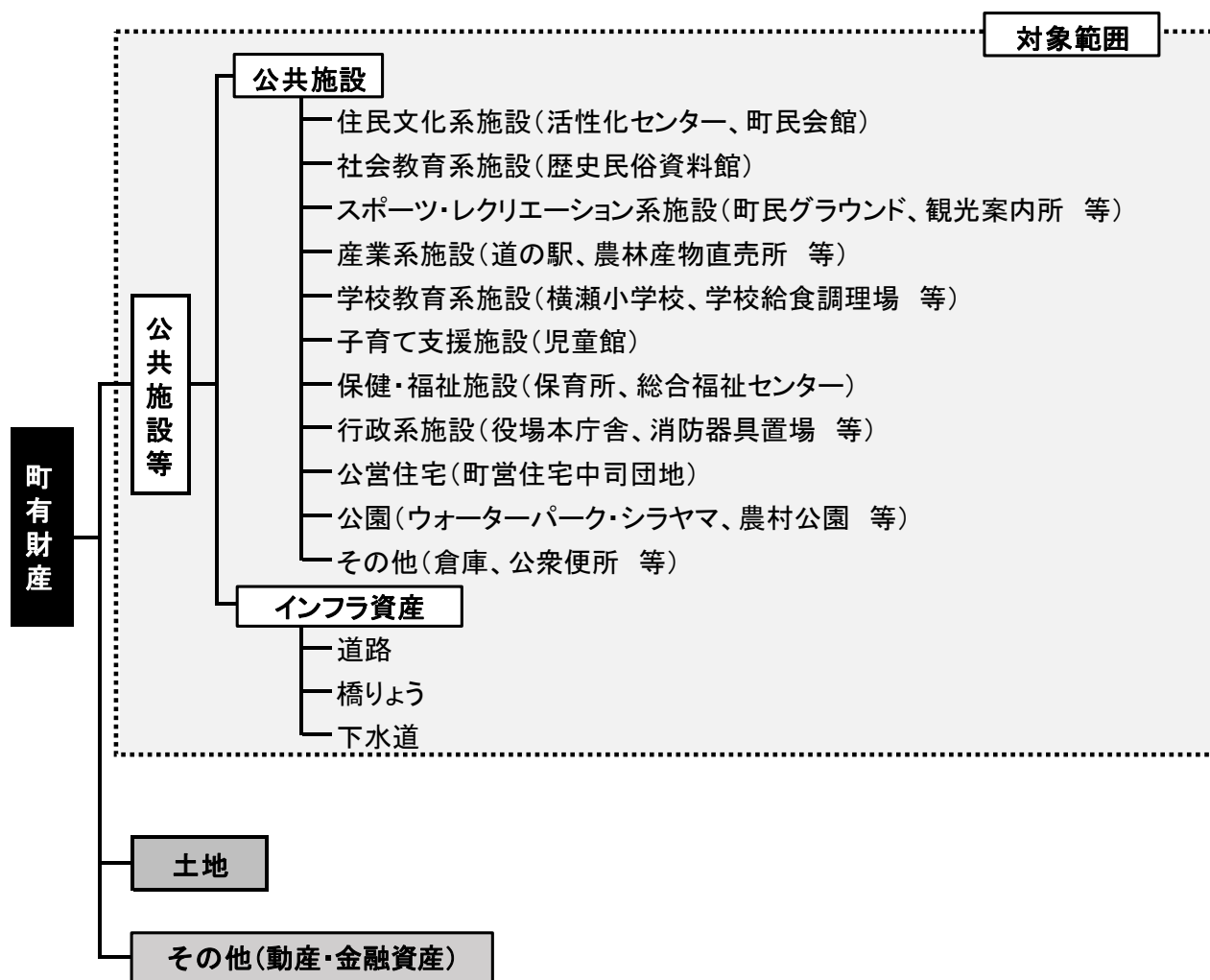


図 1-1 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	活性化センター
	文化施設	町民会館
社会教育系施設	博物館等	歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民グラウンド、スポーツ交流館
	レクリエーション施設・観光施設	観光案内所
産業系施設	産業系施設	道の駅、農産物加工場、農林産物直売所
学校教育系施設	学校	横瀬小学校、横瀬中学校
	その他教育施設	学校給食調理場
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童館
保健・福祉施設	保健施設	保育所
	その他社会福祉施設	総合福祉センター
行政系施設	庁舎等	役場本庁舎、芦ヶ久保出張所
	その他行政系施設	第1分団器具置場(コミュニティ消防センター)(根古屋)、 第1分団器具置場(苅米)、第2分団器具置場(中郷)、 第2分団器具置場(宇根)、第4分団器具置場(日向山)、 第4分団器具置場(大畑)、第5分団器具置場(入山)、 第5分団器具置場(赤谷)、 コミュニティ防災センター(第3分団器具置場)(川東)
公営住宅	公営住宅	町営住宅中司団地
公園	公園	ウォーターパーク・シラヤマ、農村公園、山の花道
その他	その他	旧芦ヶ久保出張所(倉庫)、倉庫、旧芦ヶ久保小学校、 姿の池ボート小屋、各公衆便所、旧学校等給食共同調理場

### 1.3. 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に策定した国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や町の「総合振興計画」を踏まえて策定するもので、当町の今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の指針となるものです。

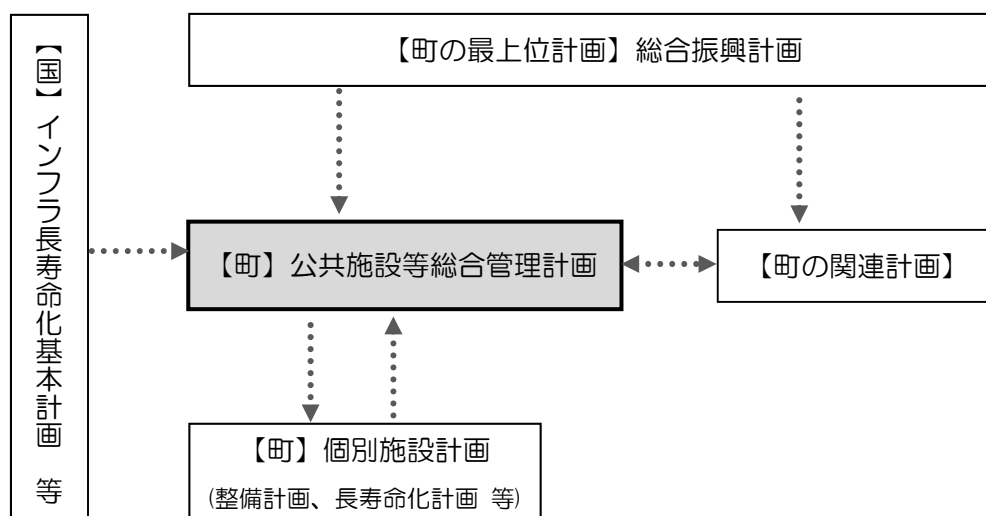


図 1-2 計画の位置づけ

### 1.4. 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であるため、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの変更や、社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間 40 年  
(平成 29 年度から平成 68 年度まで)

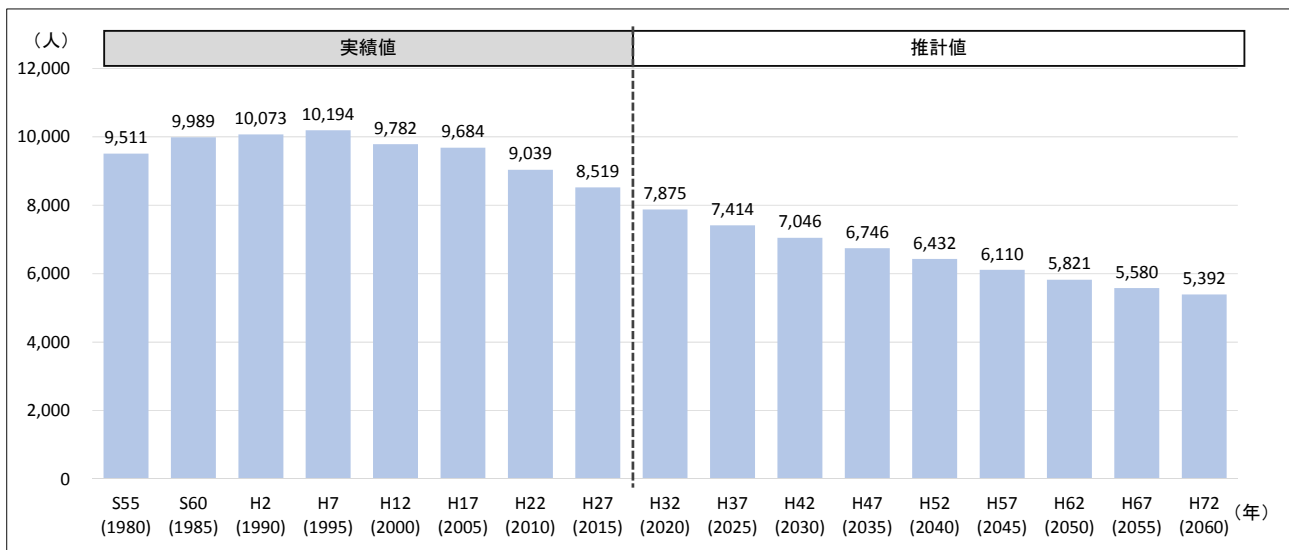


## 2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 2. 1. 人口の現状と見通し

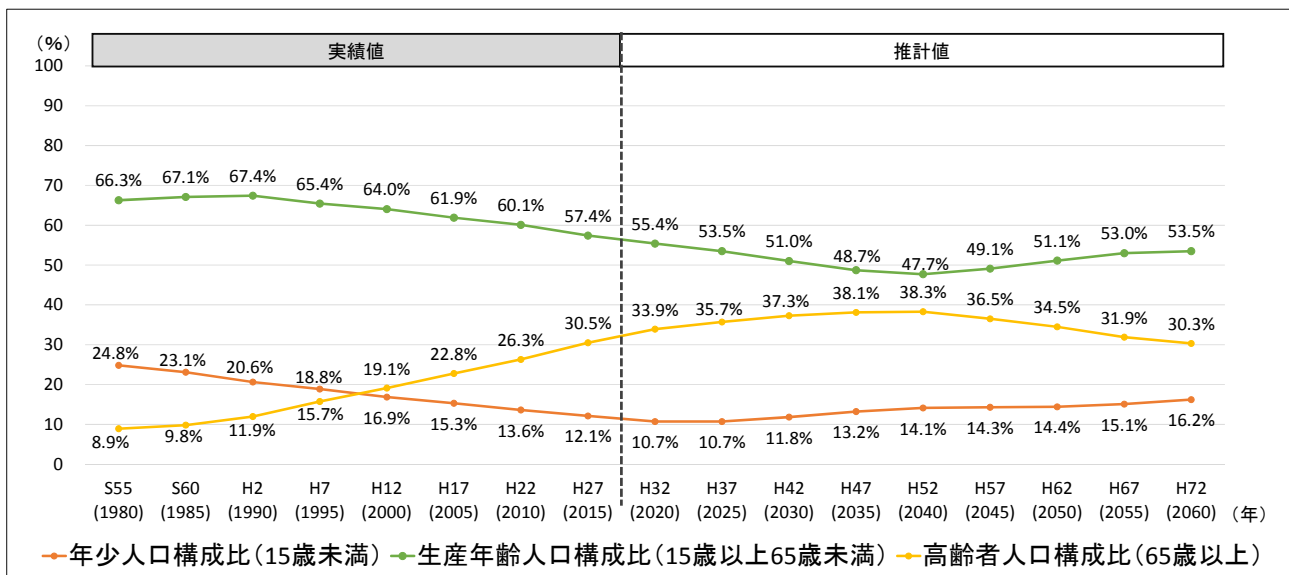
本町の総人口は、平成7年に10,194人でピークを迎え、その後は一貫して減少し、平成27年では8,519人となっています。「横瀬町人口ビジョン」の推計によると、平成32年以降も減少が続き、平成72年には5,392人となる見通しです。

年齢3階層別の人口構成比をみると、平成27年の年少人口構成比は12.1%、生産年齢人口構成比は57.4%、高齢者人口構成比は30.5%となっています。今後も少子高齢化は進行していくと予測されており、人口構造の変化への対応が必要です。



出典：実績値は「国勢調査」、推計値は「横瀬町人口ビジョン」（戦略人口）

図 2-1 総人口の推移と見通し



出典：実績値は「国勢調査」、推計値は「横瀬町人口ビジョン」（戦略人口）

図 2-2 年齢3階層別人口構成比の推移と見通し

## 2.2. 財政の状況と見通し

### (1) 歳入（普通会計）

歳入（普通会計）の状況を見ると、平成27年度の歳入総額は約37億円です。そのうち、自主財源である地方税は約11億円であり、全体の約3割を占めています。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収などにより、自主財源の確保が困難となり、厳しい財政運営になることが懸念されます。

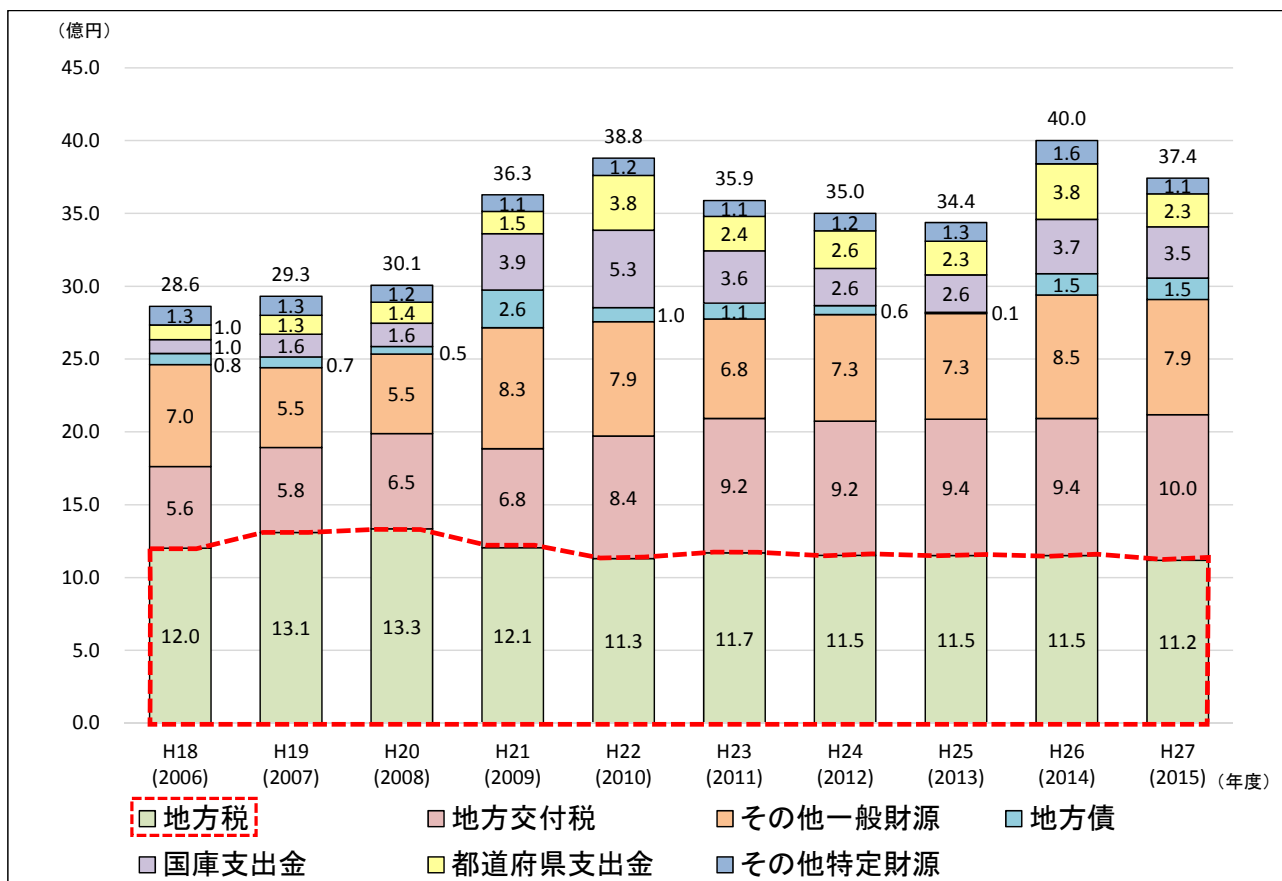


図 2-3 歳入（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※一般財源：使途が指定されていない収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：市町村が収入する税の総称。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。

※特定財源：一定の使途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国から市町村へ直接交付される補助金等の総称。

※都道府県支出金：市町村が行う事業に対して都道府県から交付され、使い道が決められている支出金。

※地方債：市町村が1会計年度を超えて行う借入れ。

## (2) 歳出（普通会計）

歳出（普通会計）の状況をみると、義務的経費のうち扶助費は、平成 18 年度では約 2 億円ですが、平成 27 年度には約 3.6 億円に増加しています。

今後も高齢化の進行等により、さらなる扶助費の増加が見込まれるため、公共施設等にかかる投資的経費に充当される財源の確保が厳しくなる見通しです。

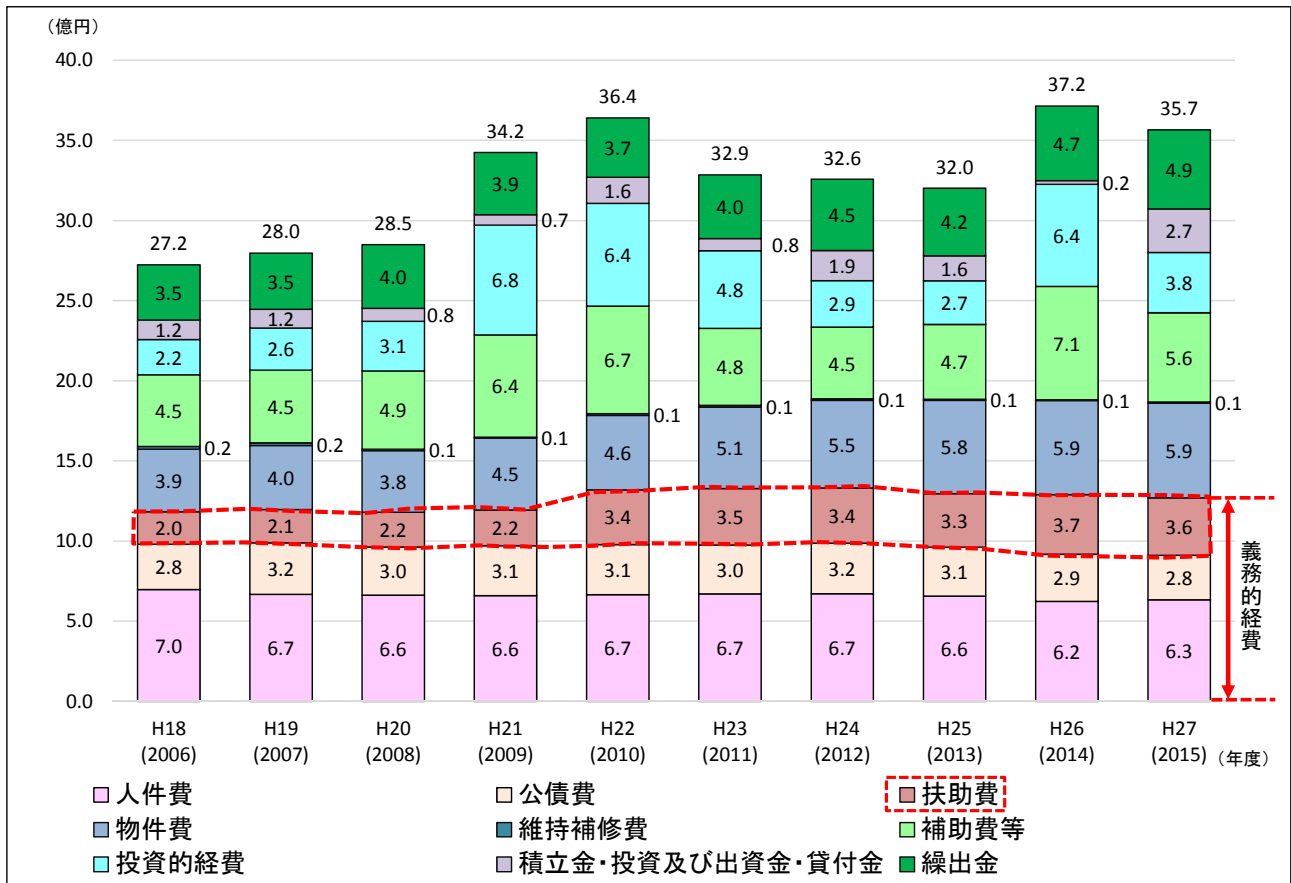


図 2-4 歳出（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方公共団体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金及び一時借入金の利子の合算額。

※扶助費：社会保障制度の一環として、老人福祉法などの各種法令に基づいて支払われる経費及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費等。

※物件費：消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託などに要する経費。

※維持補修費：公共施設等の維持に要する経費。

※補助費等：法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等。

※投資的経費：公共施設等の新增設等の建設事業に要する経費。

※繰出金：普通会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（老人保健医療）等に対する普通会計の負担金。

※義務的経費：人件費、扶助費、公債費など、性質上容易に削減することができない経費。

## 2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

### (1) 公共施設の状況

#### ① 施設の保有状況

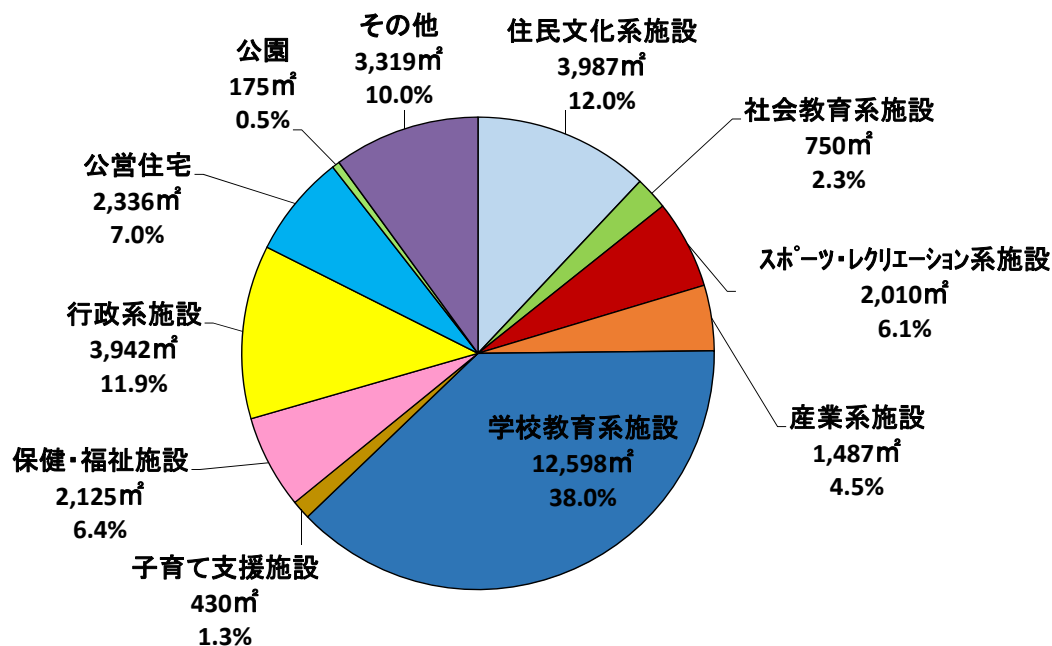
本町の公共施設は 52 施設あり、総延床面積は 33,160 m<sup>2</sup>となっています。延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が 12,598 m<sup>2</sup>で最も多く、公共施設全体の 38.0%を占めています。次いで、住民文化系施設が 3,987 m<sup>2</sup>で 12.0%、行政系施設が 3,942 m<sup>2</sup>で 11.9%の順になっています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	施設		延床面積	
	(施設数)	(%)	(m <sup>2</sup> )	(%)
住民文化系施設	2	3.8	3,987	12.0
社会教育系施設	1	1.9	750	2.3
スポーツ・レクリエーション系施設	3	5.8	2,010	6.1
産業系施設	3	5.8	1,487	4.5
学校教育系施設	3	5.8	12,598	38.0
子育て支援施設	1	1.9	430	1.3
保健・福祉施設	2	3.8	2,125	6.4
行政系施設	11	21.2	3,942	11.9
公営住宅	1	1.9	2,336	7.0
公園	3	5.8	175	0.5
その他	22	42.3	3,319	10.0
合計	52	100.0	33,160	100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

平成 28 年 4 月 1 日時点



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-5 公共施設の施設分類別延床面積

## ② 老朽化の状況

本町では、昭和40年代後半から現在まで、住民ニーズなどに対応するため、学校教育系施設や行政系施設などの様々な公共施設が整備されてきました。

現在は、建築後30年以上経過している施設が全体の約67%を占めており、老朽化が進行しています。一般的に、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の更新等にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

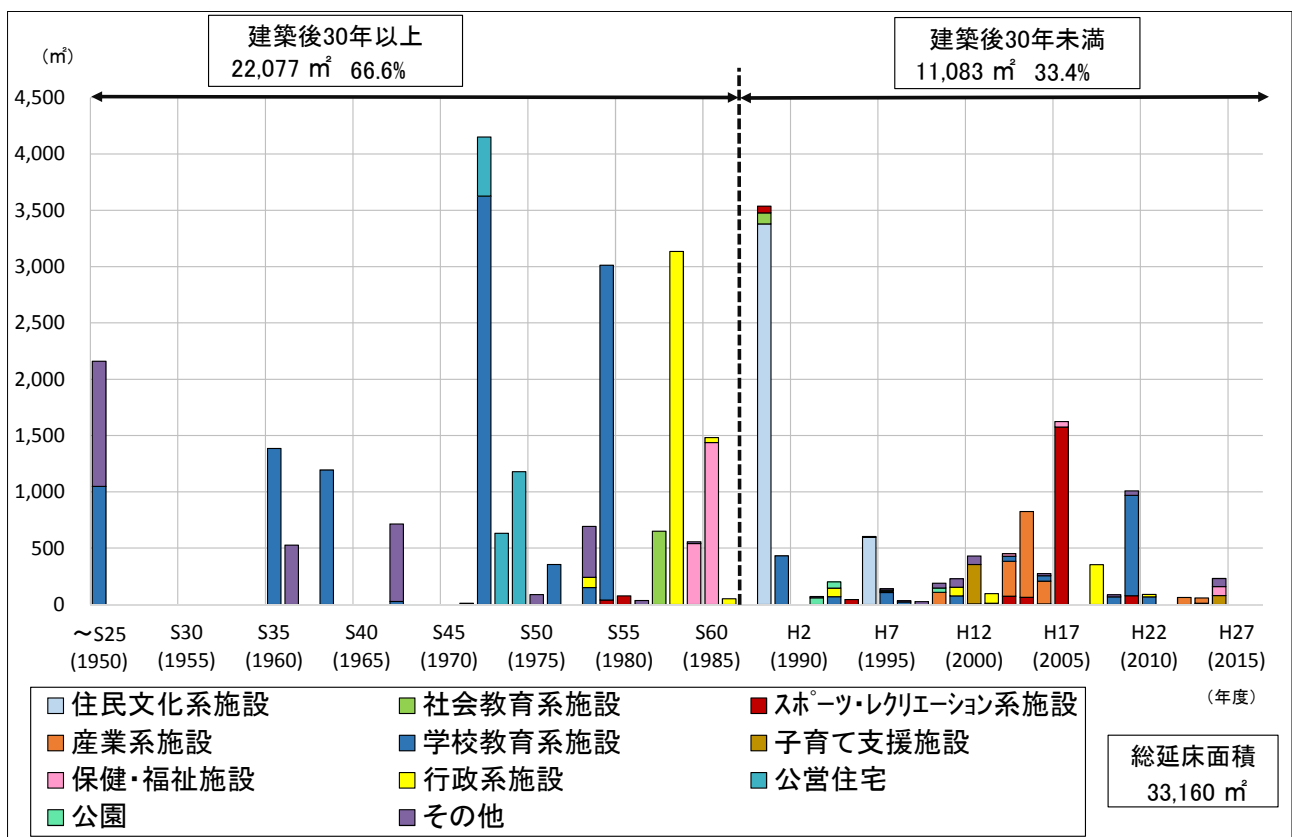
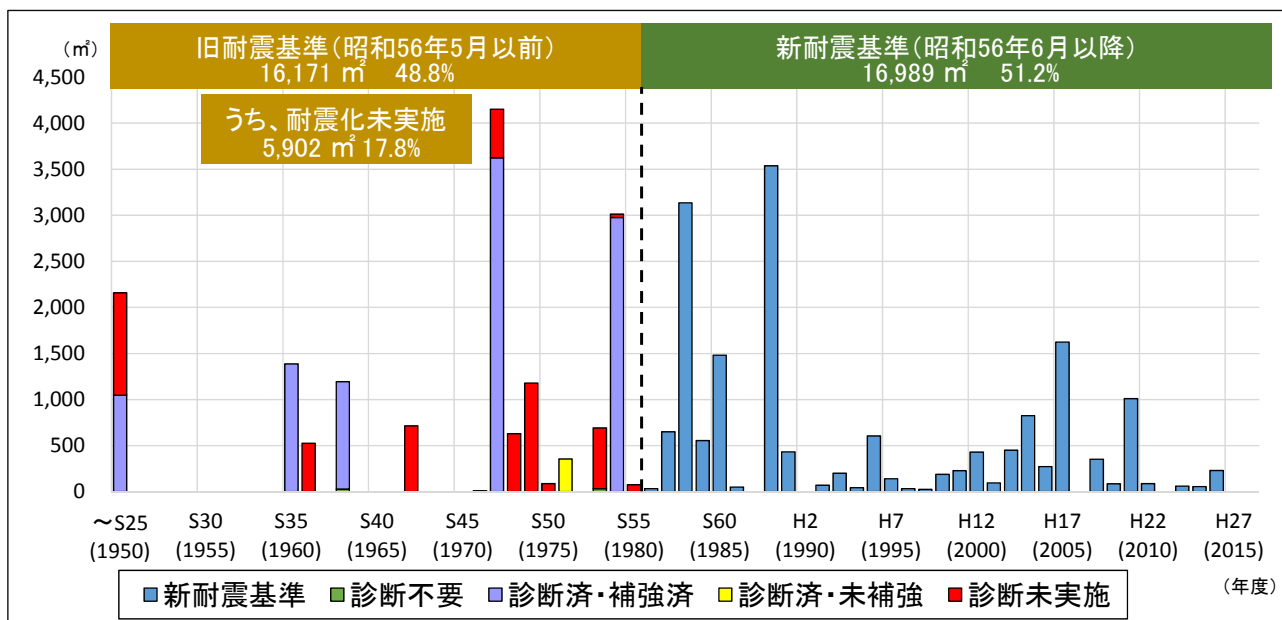


図 2-6 公共施設の建築年度別延床面積

### ③ 耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は、全体の約 51%を占めています。また、旧耐震基準の施設も耐震補強済みの施設が多くを占めています。

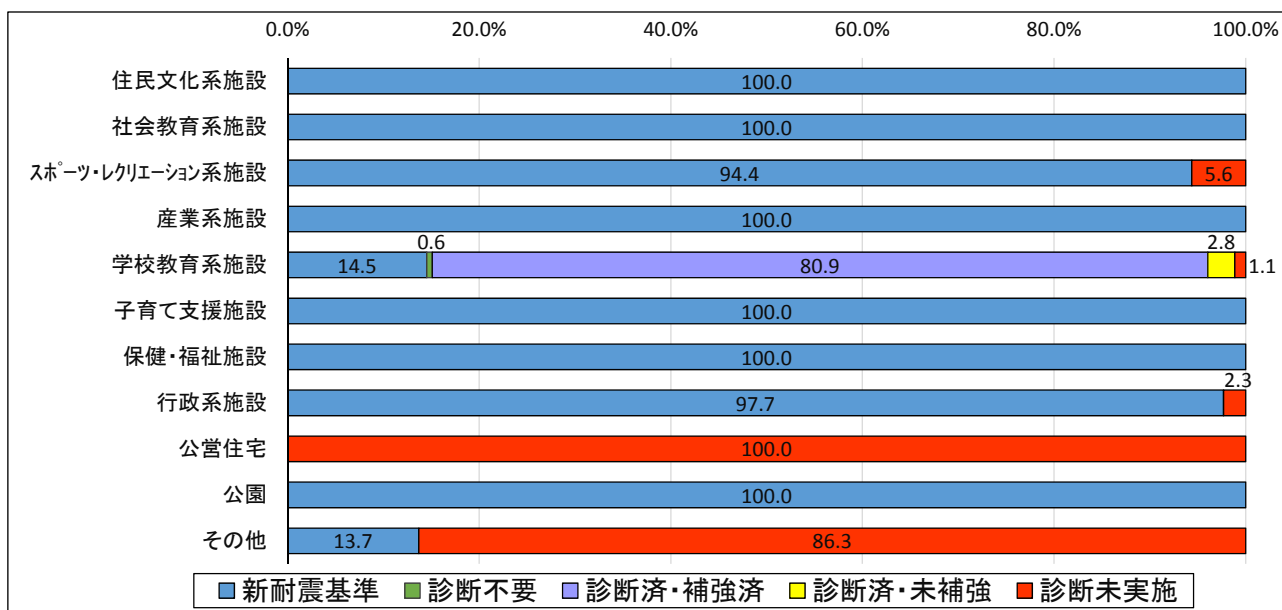
耐震化の状況を施設分類別にみると、公営住宅、その他は、耐震診断未実施の施設が多くを占めており、早急な対策が必要です。



※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

図 2-7 公共施設の耐震化状況



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-8 施設分類別の耐震化状況

## (2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、住民の生活や産業・経済活動を支える必要不可欠なものです。今後の住民の安全・利便性の向上や都市の活性化に向けて、将来にわたってインフラ資産を適正に管理していくことが必要です。

なお、インフラ資産の保有量は、次のとおりです。

表 2-2 主なインフラ資産の保有状況

分類	種別	数量	
道路	一級町道	延長	18,618 m
		面積	135,841 m <sup>2</sup>
	二級町道	延長	18,943 m
		面積	91,230 m <sup>2</sup>
	その他の町道	延長	160,840 m
		面積	263,612 m <sup>2</sup>
計	延長	198,401 m	
	面積	490,683 m <sup>2</sup>	
橋りょう	本数	106 橋	
	延長	1,181 m	
	面積	6,909 m <sup>2</sup>	
下水道	管路	延長	23,240 m
	下水道施設	施設数	1 施設
		面積	1,422 m <sup>2</sup>
	合併浄化槽	設置基数	48 基

平成 28 年 4 月 1 日時点

### ① 道路

道路の総面積は、490,683 m<sup>2</sup>となっています。

これまで整備されてきた道路は、必要に応じて、順次舗装の打換え等の更新を進めます。

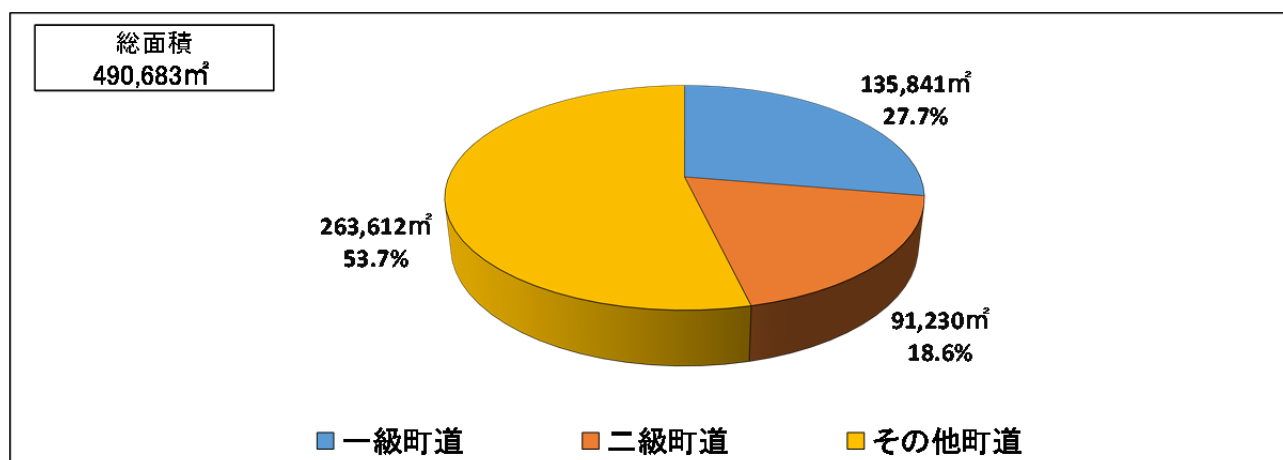


図 2-9 道路の分類別整備状況

## ② 橋りょう

橋りょうの総面積は、6,909 m<sup>2</sup>となっています。

昭和30年代より整備されてきた橋りょうが順次更新時期を迎えます。

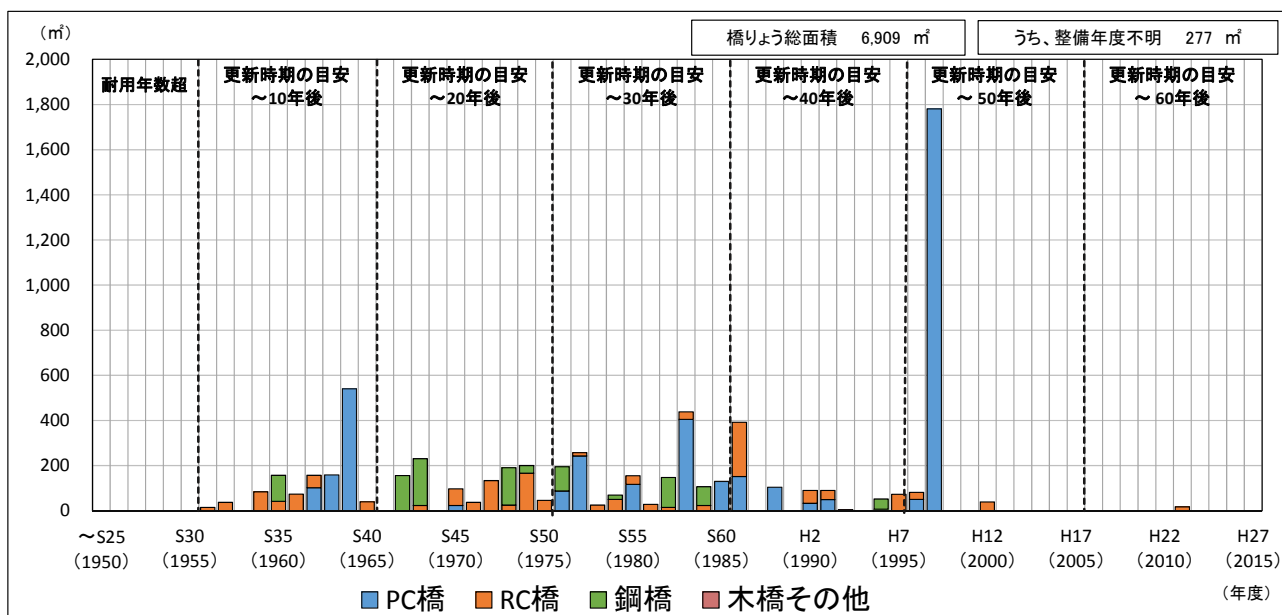


図 2-10 橋りょうの年度別整備状況

## ③ 下水道

下水道の総延長は、23,240mとなっています。

下水道の耐用年数の50年を踏まえると、今後およそ35年後から順次、多くの下水道が更新時期を迎えます。

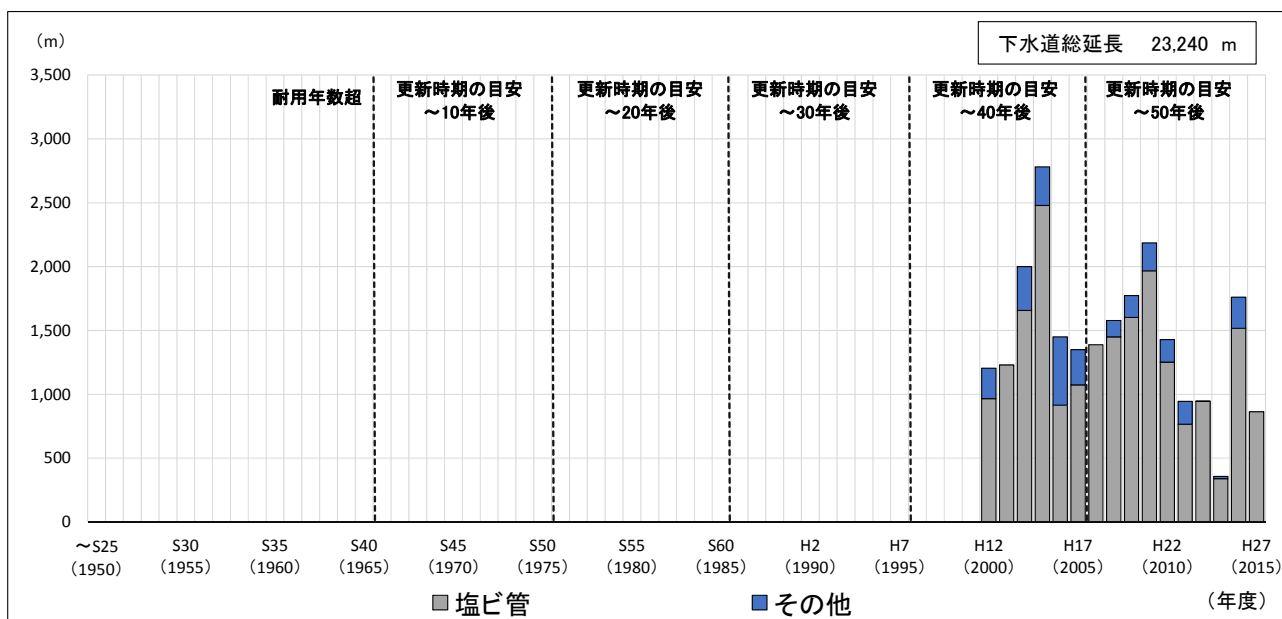


図 2-11 下水道の年度別整備状況



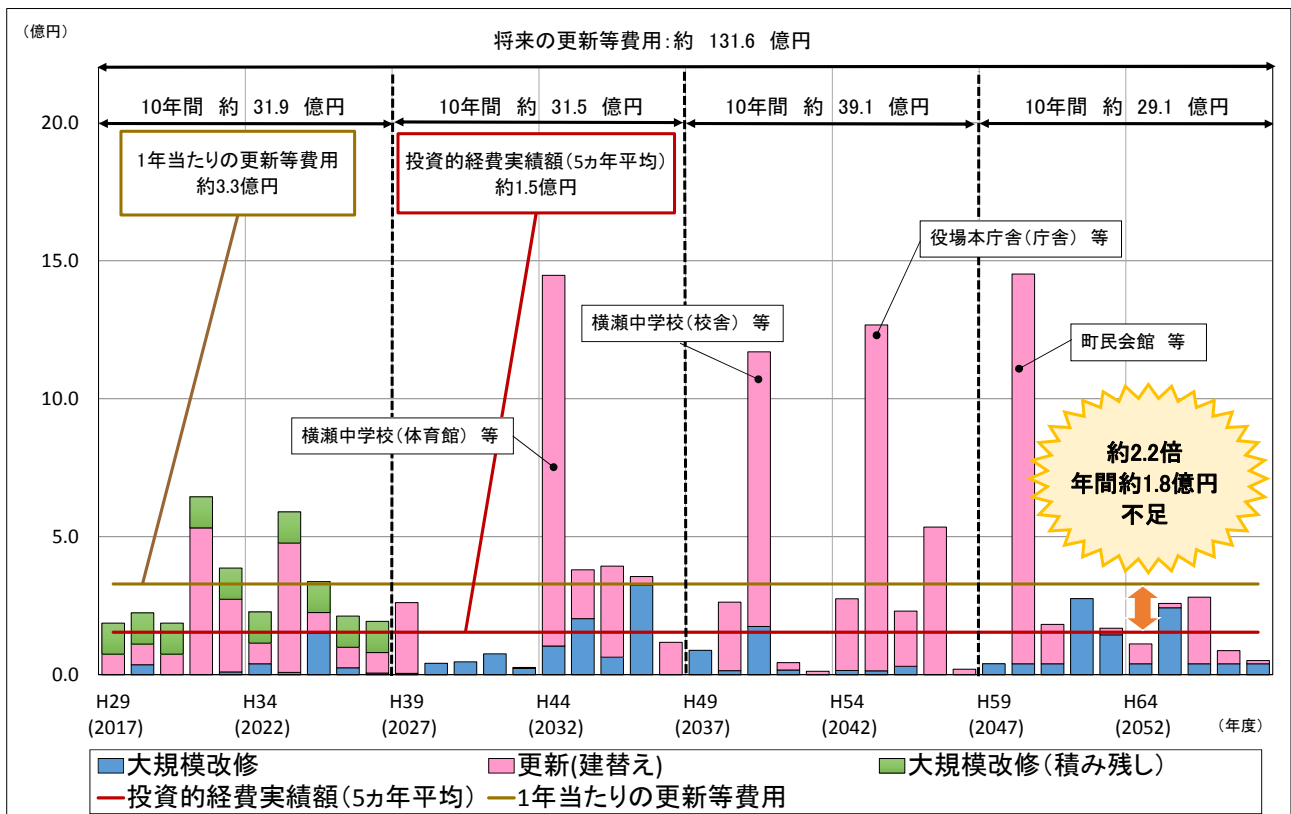
### (3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

#### ① 公共施設

本町が所有する公共施設を今後も維持し続けた場合に必要となる更新等にかかる費用は、平成29年度から平成68年度までの40年間に約131.6億円と推計され、これを年平均に置き換えてみると、約3.3億円/年と試算されます。過去5年間の公共施設にかかる投資的経費実績額の平均である約1.5億円/年と比較すると、年間約1.8億円不足し、約2.2倍の負担増が生じることとなります。

10年ごとにみると、平成29年度から平成38年度の10年間は、大規模改修及び大規模改修（積み残し）を中心に約31.9億円の費用が必要になるものと推計されます。

その後は、平成49年度から平成58年度の10年間に、「横瀬中学校（校舎）」や「役場本庁舎（庁舎）」の更新時期を迎えることから、10年間で約39.1億円の費用がかかると推計されます。



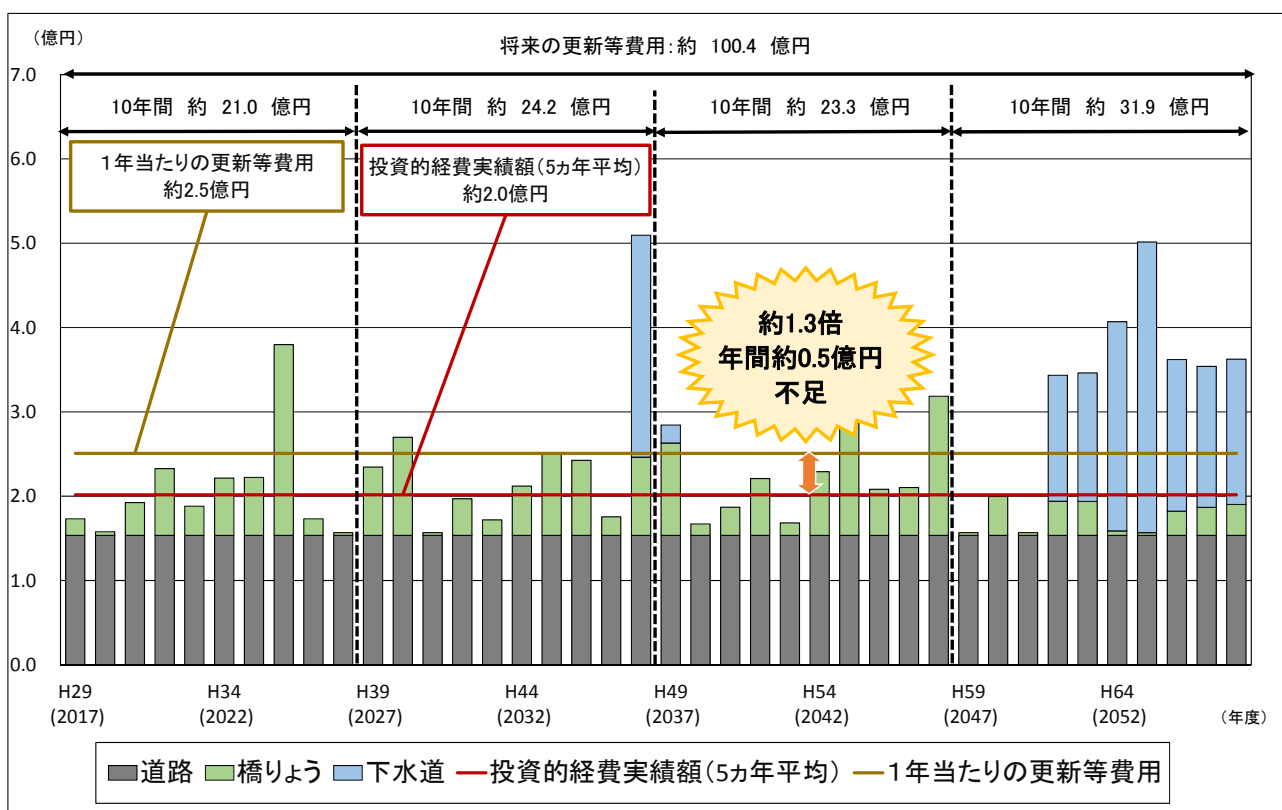
※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※投資的経費実績額: 平成23年度から平成27年度の既存更新分の5カ年平均。

図 2-12 公共施設の将来の更新等費用の推計

## ② インフラ資産

本町が所有するインフラ資産を今後も維持し続けた場合に必要となる更新等にかかる費用は、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に約 100.4 億円と推計され、これを年平均に置き換えてみると、約 2.5 億円/年と試算されます。過去 5 年間のインフラ資産にかかる投資的経費実績額の平均である約 2.0 億円/年と比較すると、年間約 0.5 億円不足し、約 1.3 倍の負担増が生じることとなります。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」では、下水道のうち、合併浄化槽は積算の対象としていない。

※投資的経費実績額: 平成 23 年度から平成 27 年度の既存更新分の 5 年平均。

図 2-13 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

## 2.4. 現状や課題に関する基本認識

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

### ■ 人口の現状及び将来の見通しからみた課題

本町の総人口は、平成7年より減少しており、今後も減少が続く見通しです。また、少子高齢化の進行等、人口構造が変化していく見通しです。

人口減少を考慮した公共施設の適正な規模や配置、人口構造の変化による住民ニーズの変化への対応を検討していく必要があります。

### ■ 財政の現状及び将来の見通しからみた課題

本町の財政状況は、生産年齢人口の減少等による地方税収入の減少が見込まれる一方、少子高齢化の進行等により、歳出に占める扶助費の割合が増加する見通しであり、公共施設等にかかる投資的経費に充当できる財源の確保が困難になることが予測されます。

今後の厳しい財政状況を見据えた、公共施設等の効率的な維持管理や運営方法について検討していく必要があります。

### ■ 公共施設等の現状及び将来の見通しからみた課題

本町が保有する公共施設は、建築後30年以上経過している施設が多くを占めており、老朽化が進行しています。

施設や設備の老朽化に伴う機能の低下が懸念されるなか、安定した公共サービスの提供や、施設の安全性確保に向けた計画的な維持管理が必要となります。



本町では、公共施設等が抱える課題を踏まえて、公共施設等全体のあり方を考え、限られた財源をより有効に活用しながら、安全に安心して利用できる公共施設等を次世代に引き継いでいくために「公共施設等マネジメント※」を推進します。

※ 公共施設マネジメント：縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して、将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組み。

## 3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 3.1.公共施設等マネジメントの基本原則

---

公共施設が抱える課題を踏まえ、本町における公共施設等マネジメントの基本原則を以下のように設定します。

#### 基本原則1：まちづくりの視点を持った施設の再編

人口構造の変化による住民ニーズの変化等を勘案し、必要な公共サービスの水準を維持しつつ、快適なまちづくりの実現に向けた施設の再編を検討します。

なお、公共施設については、原則、新規整備を抑制するものとし、保有量の縮減に努めます。

#### 基本原則2：コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化等の様々な取り組みにより、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を行います。

#### 基本原則3：計画的な保全による施設の安全性の確保

安全で安心して利用できる施設を提供していくため、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の性能や安全性を確保するとともに、更新等にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担を軽減します。

## 3. 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 点検・診断の実施方針

#### ■ 公共施設

- 施設管理者等が自ら行う「日常点検」と、建築基準法や各種法令等により義務付けられている「法定点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- 点検・診断の結果、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）を構築し、継続的に取り組みます。

#### ■ インフラ資産

- 「日常点検」と「定期点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- メンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組みます。

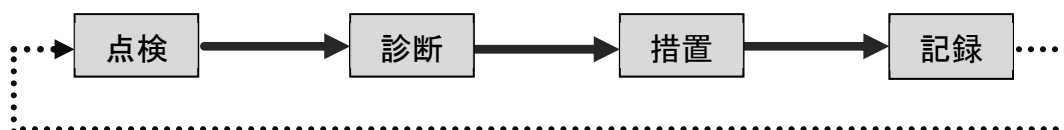


図 3-1 メンテナンスサイクルのイメージ

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### ■ 公共施設

- 部位・部材等の修繕周期や点検・診断の結果を踏まえ、適切な時期に修繕等を実施することで、施設性能の低下や事故を未然に防ぐ、予防保全型の維持管理を実施します。
- 施設の更新等については、施設の劣化状況や利用状況等を勘案し、計画的に更新等を実施します。また、併せて減築や長寿命化、省エネルギー対策等への取り組みにより、トータルコストの縮減に努めます。
- 将来の人口動向や住民ニーズ等への対応については、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を検討し、施設性能の向上に努めます。

#### ■ インフラ資産

- 部位・部材等の修繕周期や点検・診断の結果を踏まえ、適切な時期に修繕等を実施することで、施設性能の低下や事故を未然に防ぐ、予防保全型の維持管理を実施します。
- 施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい素材の使用を検討します。

### (3) 安全確保の実施方針

#### ■ 公共施設

- 点検・診断等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修、更新等の必要な措置を講じます。
- 供用廃止となっている施設や、今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却等の対策を講じます。

#### ■ インフラ資産

- 点検・診断等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・更新等の必要な措置を講じます。
- 高度の危険性が確認された施設については、速やかに立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、復旧作業や除却等の必要な措置を講じます。

### (4) 耐震化の実施方針

#### ■ 公共施設

- 耐震診断が未実施である施設については、施設の今後のあり方を踏まえたうえで、計画的に耐震診断を実施します。
- 耐震性を満たしていない施設については、施設の耐用年数や老朽度を勘案のうえ、更新、耐震化、廃止などの判断を早期に行い、今後も継続して保有していく施設については、計画的に耐震改修を実施します。
- 耐震補強工事等を実施する際には、不要な階や部屋等の減築も検討し、耐震性の向上と延床面積の縮減を図ります。

#### ■ インフラ資産

- 利用者の安全確保や安定した供給等が行われるよう、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、計画的に耐震化を進めます。

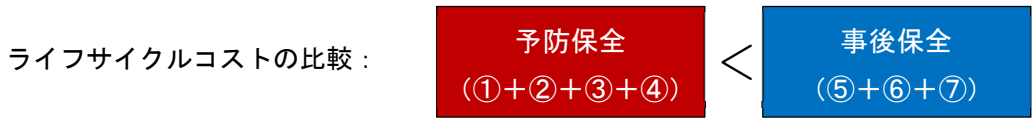
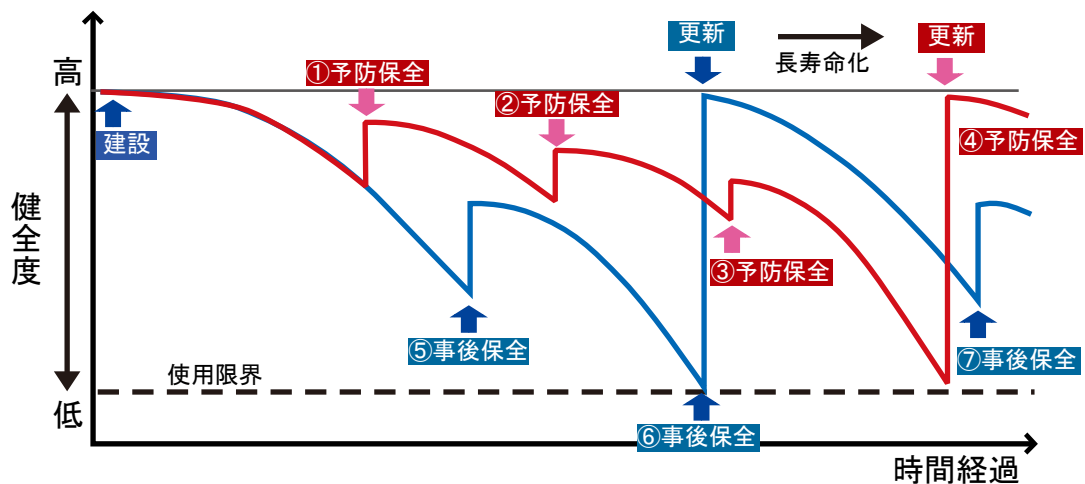
### (5) 長寿命化の実施方針

#### ■ 公共施設

- 今後も継続的に保有し続ける施設のうち、長寿命化をすることによりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象として、計画的な長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。

#### ■ インフラ資産

- 原則として、計画的に長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。



**予防保全**：施設の故障等が致命的になる前に適切な措置を実施  
**事後保全**：施設の故障等が致命的になってから整備事業を実施

図 3-2 長寿命化のイメージ

## (6) 統合や廃止の推進方針

### ■ 公共施設

- 人口動向や財政状況等を踏まえ、必要な公共サービスの水準を維持していくため、施設の更新時等において施設の集約化、複合化を含めた統廃合の可能性を検討します。
- 利用者の低下等により、余剰スペースのある施設は、積極的に有効活用の方法を検討します。
- 低・未利用施設については、今後の住民ニーズや財政状況等を踏まえ、廃止や用途変更など、客観的な視点から施設の今後のあり方を検討します。
- 施設の廃止により生じる町有地は、売却や貸付等を行い、有効活用を図ります。

### ■ インフラ資産

- 今後の社会情勢の変化や住民ニーズ、財政状況等を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直しなどを行い、適正な供給を図ります。

## (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### ■ 職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取り組みを推進するためには、職員一人一人がその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会の開催等により、意識啓発や技術向上を図ります。

### ■ 補助制度等の活用

国・県の補助制度等（公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、除却事業に係る地方債など）を積極的に活用し、本町の財政負担の軽減を図ります。

### ■ 広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

### ■ 民間事業者との連携

PPP/PFI<sup>\*</sup>の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

### ■ 住民との協働・連携

住民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、住民との協働・連携を推進します。

### ■ 受益者負担の適正化

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けたコスト計算を継続して行い、必要に応じて見直しを行います。

### ■ 施設等の有効活用による財源確保

未利用資産の売却・貸付、広告事業など、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。



## 4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 4.1.公共施設

#### (1) 住民文化系施設

大分類	中分類	主な施設
住民文化系施設	集会施設	活性化センター
	文化施設	町民会館

- 住民のコミュニティづくりの場となる住民文化施設は、多様な住民ニーズを踏まえ、時代に即した利便性の高い公共サービスの提供を進めるとともに、民間活力の導入等を検討し、運営の効率化を図ります。
- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

#### (2) 社会教育系施設

大分類	中分類	主な施設
社会教育系施設	博物館等	歴史民俗資料館

- 民間活力の導入等について検討するなど、運営の効率化を図ります。
- 計画的な点検、診断の実施により老朽化状況を把握し、適切に改修や修繕を実施することで、収蔵品を適切に保管・活用するための環境整備や利用者の安全確保に努めます。

#### (3) スポーツ・レクリエーション系施設

大分類	中分類	主な施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民グラウンド、スポーツ交流館
	レクリエーション施設・観光施設	観光案内所

- 今後も省エネルギー化への取り組みを進め、トータルコストの縮減に努めるとともに、民間活力の導入等についても検討し、運営の効率化を図ります。
- 計画的な点検、診断の実施により老朽化状況を把握し、適切に改修や修繕を実施することで、利用者の安全確保に努めます。

#### (4) 産業系施設

大分類	中分類	主な施設
産業系施設	産業系施設	道の駅、農産物加工場、農林産物直売所

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 指定管理者等の民間のノウハウを活用した運営の工夫に努め、利用者の利便性の向上や利用の促進を図ります。

#### (5) 学校教育系施設

大分類	中分類	主な施設
学校教育系施設	学校	横瀬小学校、横瀬中学校
	その他教育施設	学校給食調理場

- 計画的な点検、診断の実施により老朽化状況を把握し、適切に修繕・改築を実施することで、安全な学校教育環境を確保します。
- 学校給食調理場については、民間活力の導入を推進し、安全で安定した調理体制や運営の効率化を図ります。
- 今後の人口減少・少子高齢化の進行に伴い、児童・生徒数の減少が想定されることから、余裕施設・スペースについては、積極的に有効活用の方法を検討します。

#### (6) 子育て支援施設

大分類	中分類	主な施設
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童館

- 計画的な点検、診断の実施により、適切に改修や修繕を実施することで、児童が安全な環境で楽しく過ごせるための居場所づくりに努めます。
- 民間活力の導入等について検討するなど、運営の効率化を図ります。

## (7) 保健・福祉施設

大分類	中分類	主な施設
保健・福祉施設	保健施設	保育所
	その他社会福祉施設	総合福祉センター

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 「保育所」は、少子化の進行に伴う利用者の減少が見込まれ、余裕教室・余裕スペースの発生も想定されることから、積極的に有効活用の方法を検討します。

## (8) 行政系施設

大分類	中分類	主な施設
行政系施設	庁舎等	役場本庁舎、芦ヶ久保出張所
	その他行政系施設	第1分団器具置場(コミュニティ消防センター)(根古屋)、第1分団器具置場(苧米)、第2分団器具置場(中郷)、第2分団器具置場(宇根)、第4分団器具置場(日向山)、第4分団器具置場(大畑)、第5分団器具置場(赤谷)、第5分団器具置場(入山)、コミュニティ防災センター(第3分団器具置場)(川東)

- 庁舎等は、今後も公共サービスの利便性向上を図るとともに、災害時の対策本部・避難所としての機能を維持するため、安全性の確保と適切な維持管理に努めます。
- 各分団器具置場は、地域住民の安全・安心を確保する上で必要な施設であることから、地域住民と連携して、適正な維持管理に努めます。
- コミュニティ防災センターは、災害時には地域の消防防災拠点施設となることから、指定管理者による適切な維持管理を実施し、施設の安全性を維持します。

## (9) 公営住宅

大分類	中分類	主な施設
公営住宅	公営住宅	町営住宅中司団地

- 「町営住宅中司団地」は、建築後40年以上経過しており、老朽化が進行しているため、適切な維持管理を実施し、施設の安全確保を図ります。

## (10) 公園

	中分類	主な施設
公園	公園	ウォーターパーク・シラヤマ、農村公園、山の花道

- 計画的な点検や修繕等の実施により、適切な維持管理を実施し、施設の安全性確保を図ります。
- 民間活力の導入等について検討するなど、利用者の利便性の向上や利用の促進、運営の効率化を図ります。

## (11) その他

大分類	中分類	主な施設
その他	その他	旧芦ヶ久保出張所(倉庫)、倉庫、旧芦ヶ久保小学校、姿の池ボート小屋、各公衆便所、旧学校等給食共同調理場

- 既に廃止している施設については、施設や跡地の処分等の有効活用について検討します。
- その他の施設については、計画的な点検や修繕等の実施により、適切な維持管理と有効活用の方法を検討します。

## 4. 2. インフラ資産

### (1) 道路

分類	種別	数量	
道路	一級町道	延長	18,618 m
		面積	135,841 m <sup>2</sup>
	二級町道	延長	18,943 m
		面積	91,230 m <sup>2</sup>
	その他の町道	延長	160,840 m
		面積	263,612 m <sup>2</sup>
	計	延長	198,401 m
		面積	490,683 m <sup>2</sup>

- 道路は、予防保全型の維持管理への転換を図り、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等に掛る費用の平準化に努めます。
- 住民の安全確保のために必要な場合は、沿道住民の協力を得ながら、狭隘道路のセットバックなどによる道路の拡幅や側溝・歩道整備などを実施します。
- 日常的な維持管理として、目視点検や清掃、植栽の管理などを住民と行政の協働で実施します。

### (2) 橋りょう

分類	数量	
橋りょう	本数	106 橋
	延長	1,181 m
	面積	6,909 m <sup>2</sup>

- 橋りょう定期点検による破損箇所等の早期発見と、橋梁長寿命化修繕計画に基づく、計画的な維持管理・架け替えに努め、ライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ります。

### (3) 下水道

分類	種別	数量	
下水道	管路	延長	23,240 m
	下水道施設	施設数	1 施設
		面積	1,422 m <sup>2</sup>
	合併浄化槽	設置基数	48 基数

- 計画的かつ効果的な施設管理の実現に向けて、アセットマネジメントシステムを構築し、適切な時期での施設の長寿命化及び改築対策を実施します。
- 適正な維持管理費に基づく下水道使用料のあり方を検討します。
- 大規模な災害発生時においても住民の命や生活が守られるよう、被害を最小規模に抑制する減災化を図ります。
- 合併浄化槽については、定期的な点検や清掃等による適切な維持管理を行い、機能低下の防止に努めます。

## 5. 推進体制

### 5. 1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

#### (1) 全庁的な取組体制

公共施設等マネジメントに主体的な取組部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。

また、全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

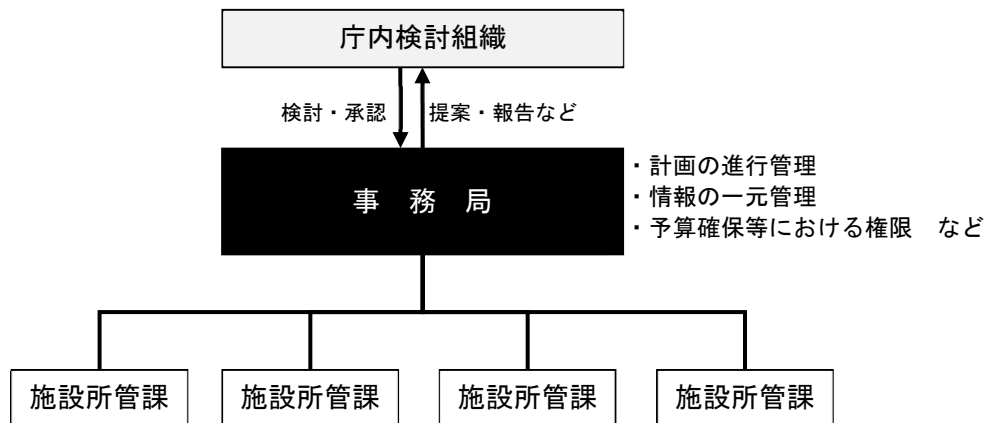


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

#### (2) 情報の一元管理

施設ごとに施設所管課が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

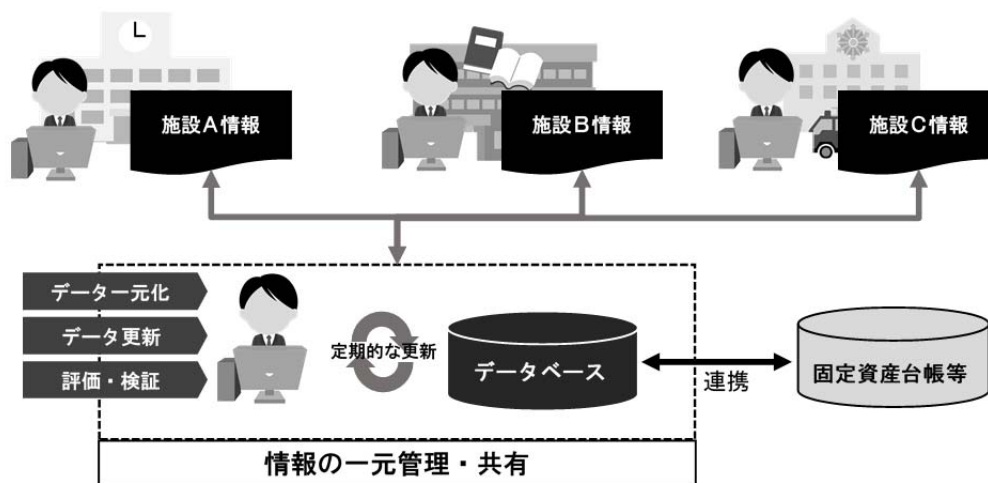


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

## 5.2. フォローアップの実施方針

### (1) PDCAサイクルによる計画の推進

PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取り組みの進捗管理や改善を行い、本計画に沿った公共施設等マネジメントを推進します。

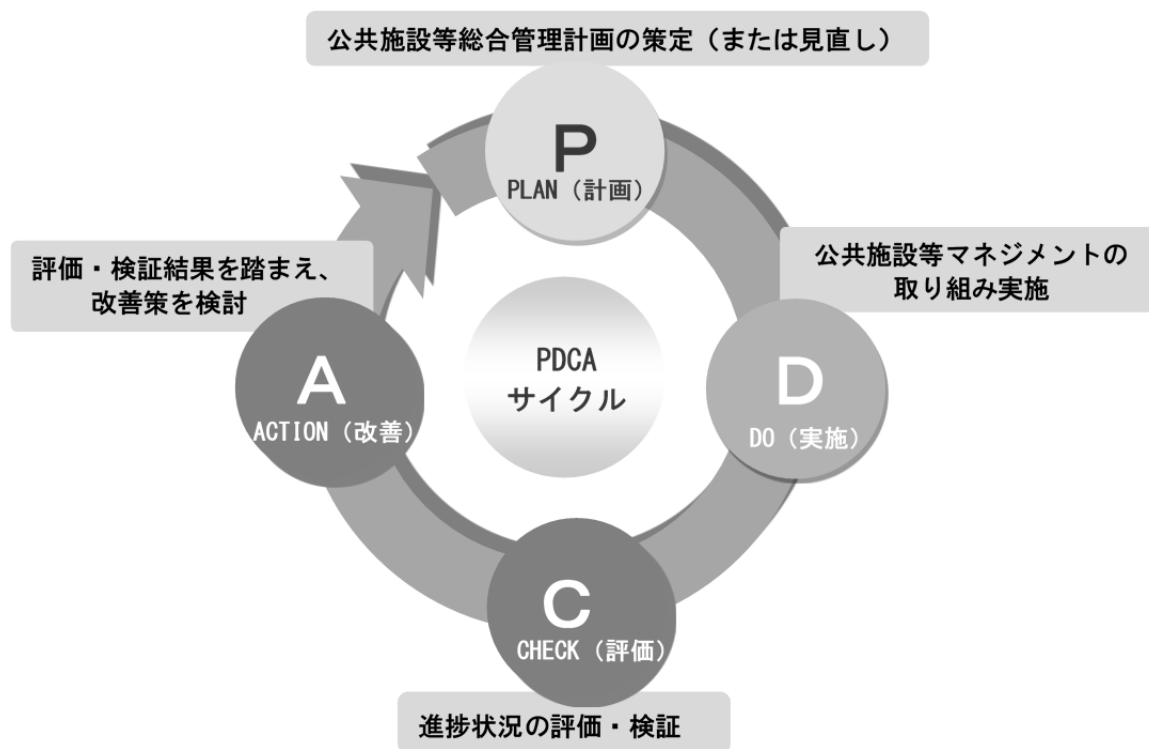


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

### (2) 議会・住民との情報共有

計画を推進するためには、住民と情報や意識を共有することが重要であるため、取り組み状況などの議会報告、町のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。



## 資料編

## 資-1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件

### (1) 公共施設

- ◆ 物価変動率、落札率等は考慮しない。
- ◆ 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する。
- ◆ 建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）。
- ◆ 建築後、60年で更新（建替え）を実施。
- ◆ 平成28年度時点で大規模改修の実施年の30年を経過している施設は、積み残しとして平成29年から10年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）。
- ◆ 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用。

表 資-1 公共施設の更新等費用の単価

試算ソフト分類	大規模改修	更新
住民文化系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
社会教育系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>
産業系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
学校教育系施設	17 万円/m <sup>2</sup>	33 万円/m <sup>2</sup>
子育て支援施設	17 万円/m <sup>2</sup>	33 万円/m <sup>2</sup>
保健・福祉施設	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>
行政系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
公営住宅	17 万円/m <sup>2</sup>	28 万円/m <sup>2</sup>
公園	17 万円/m <sup>2</sup>	33 万円/m <sup>2</sup>
その他	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

## (2) インフラ資産

### ① 道路

- ◆ 更新年数：15年  
※ 舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする。
- ◆ 更新費用
  - ・ 全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定。
- ◆ 更新費用単価
  - ・ 道路（1級、2級、その他）：4,700円/m<sup>2</sup>

### ② 橋りょう

- ◆ 耐用年数：60年
- ◆ 更新費用単価
  - ・ RC橋、PC橋、木橋・その他：413千円/m<sup>2</sup> 鋼橋：500千円/m<sup>2</sup>
  - ※ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。
- ◆ 建築年度が不明の橋りょう
  - ・ 平成29年度から平成68年度の40年間で処理。  
(更新費を40年間で均等に振分け)
- ◆ 耐用年数を超えている橋りょう
  - ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29年度から5年で処理。  
(更新費を5年間で均等に振り分け)

### ③ 下水道

- ◆ 耐用年数：50年
- ◆ 更新費用単価
  - ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。
- ◆ 下水道施設
  - ・ 建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施。
  - ・ 更新費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の36万円/m<sup>2</sup>、20万円/m<sup>2</sup>を採用。

表 資-2 下水道管の更新費用単価

管種	更新単価(千円/m)	備考
塩ビ管、その他	124	更生工法を前提

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書